

## 建設業法令遵守ガイドライン解説V

### 【その5】

意外と多いやり直し工事。その費用は原則として元請業者が負担しなければならない。

(建設業法第18条、第19条、第19条の3、第28条関係)

下請業者に費用負担を求めることができるのは、一定の条件に該当する場合に限られ、元請業者はそれを立証する必要があります。

(1) 下請工事の施工後に、やむを得ず元請業者が下請業者に対して工事のやり直しを依頼する場合には、元請業者は下請業者と十分な協議のうえ契約変更をしなければなりません。(建設業法第19条)

また、やり直し工事の費用については、そのやり直し工事が下請業者の責めに帰すべき事由を元請業者が立証しない限り、元請業者が費用を負担することになります。

元請業者が一方的にやり直し工事の費用を下請業者に負担させた場合、または契約変更を行った場合であっても、そのやり直し工事を施工するために「通常必要」と認められる原価に満たない金額により、下請業者の利益を不当に害した場合には、【その4】で解説した「不当に低い請負代金の禁止」に違反する恐れがあります。(建設業法第19条の3)

さらに、その情状によっては、「請負契約に関する不誠実な行為」に該当する恐れがあり、行政処分の対象となりかねませんので、注意が必要です。(建設業法第28条)

(2) 下請業者の責めに帰すべき事由とは、次のいずれかに該当する場合に限られます。

- ① 下請業者の施工が、契約内容と異なる場合
- ② 下請業者の施工に瑕疵等がある場合

元請業者はこれらを立証した場合に限り、元請業者が費用を負担することなく、下請業者に工事のやり直しを求めることができます。

但し、次のいずれかに該当する場合には、上記ケースに該当するものとして下請業者の責めに帰すべき事由とは認められません。

● 下請業者から施工内容等を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、元請業者が正当な理由なく施工内容等を明確にせず、下請業者に継続して作業を行わせ、その後、下請工事の内容が契約内容と異なるとする場合

● 施工内容について下請業者が確認を求め、元請業者が了承した内容に基づき下請業者が施工したにもかかわらず、下請工事の内容が契約内容と異なるとする場合

元請業者は、下請工事の施工に関して下請業者と十分な協議を行い、契約書面により施工内容等を明確にしたうえで的確な施工指示を行うなど、やり直し工事が発生しないように努めなければ、万が一やり直しの必要が生じた場合に、思わぬ損失を負うことになりかねないリスクが存在することを肝に銘じておかなければなりません。

**ご相談はお気軽にメールください。**